

# 接骨院・ 整骨院 健康保険が ダメなのは…

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術を行う施術所で、医師が治療を行う病院ではありません。

柔道整復師から受ける施術で健康保険が適用されるのは、一部のものに限られています。使えないケース、使えるケースをよく理解して、間違った使い方をしないように注意しましょう。



## 健康保険の対象とならないケース

次のようなケースの場合は、健康保険による施術を受けることができません。全額が自己負担になってしまいます。

- 神経痛、ヘルニア、リウマチ、脳疾患の後遺症など病気による痛みやしひれ
- 日常生活の疲れなどによる肩こりや腰痛
- スポーツによる筋肉疲労や筋肉痛
- ケガによるものでない加齢による体の不調
- 過去のケガなどによる痛み
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術(応急処置を除く)
- 医療機関で治療中のもの

## 「一部自己負担により」健康保険が使えるケース

次のようなケースの場合は、健康保険による施術が受けられます。

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼(応急処置を除いて、医師の同意が必要)

## 健保組合から施術の内容について問い合わせがある場合もあります

接骨院・整骨院などで健康保険を使った場合、費用請求の内容などについて健保組合から問い合わせがある場合があります。施術の領収書を保管して、施術日や負傷部位、施術内容の記録などを残しておくようにしましょう。

健保組合から問い合わせがあった場合は、ご回答にご協力ください。